

別表 2

種目 (給付)	基準額 (円)	○対象者 ◇用具の性能	耐用年数
特殊寝台	154,000	○寝たきりの状態にある者。 ◇腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	8
特殊マット	19,600	○寝たきりの状態にある者。 ◇褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの。	5
特殊尿器	67,000	○自力で排尿できない者。 ◇尿が自動的に吸引されるもので、対象者又は介助者が容易に使用できるもの。	5
体位変換器	15,000	○寝たきりの状態にある者。 ◇介助者が対象者の体位を変換させるのに容易に使用できるもの。	5
移動用リフト	159,000	○下肢又は体幹機能に障害のある者。 ◇介護者が対象者を移動させるに当たって、容易に使用できるもの。(ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。)	4
訓練用ベッド	159,200	○下肢又は体幹機能に障害のある者。 ◇腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの。	8
入浴補助用具	90,000	○入浴に介助を要する者。 ◇入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、対象者又は介助者が容易に使用できるもの。	8
便器	4,450 5,400 (手すりつき)	○常時介護を要する者。 ◇対象者が容易に使用できるもの。(手すりをつけることができる。)	8
移動・移乗支援用具	60,000	○下肢が不自由な者。 ◇対象者の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有し、転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となる手すり、スロープ、歩行器等。(ただし、住宅改修が伴うものを除く。)	8
特殊便器	151,200	○上肢機能に障害のある者。 ◇足踏ペダルにて温水・温風を出せるもの。(ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。)	8
自動消火器	28,700	○火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯。 ◇室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期火災を消火できるもの。	8
ネブライザー(吸入器)	36,000	○呼吸器機能に障害のある者。 ◇対象者又は介助者が容易に使用できるもの。	5
電気式たん吸引器	56,400	○呼吸器機能に障害のある者。 ◇対象者又は介護者が容易に使用できるもの。	5
人工呼吸器用自家発電機、外部バッテリー(充電器、インバーターを含む)のいずれか1種目	100,000	○呼吸器機能に障害のある者で、在宅で常時人工呼吸器を使用する者 ◇介護者が容易に使用することができるもの。	6
動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	157,500	○人工呼吸器の装着が必要な者。 ◇呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用できるもの。	5

居宅生活動作補助用具（住宅改修）	200,000	○下肢又は体幹機能に障害のある者。 ◇対象者の移動を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。ただし、申請は1回限りとする。 ※1	—
------------------	---------	---	---

※1 居宅生活動作補助用具に伴う住宅改修費については、現に居住する住宅が対象であり、賃貸の場合は家主の承諾を要する。申請時に承諾書と工事平面図と改修工事見積書等により当該箇所とその費用が分かるものを添付し、事前に改修についての可否の決定を行い、改修工事終了後の確認できる書類の提出により取り扱う。